

北名古屋市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和5年4月5日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 ま み や 文 枝

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

施設管理課及び商工農政課

対象期間 令和4年4月1日から令和5年2月22日までの所管事務

実施期間 令和5年2月1日から令和5年2月22日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに関係職員から聴取し、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

施設管理課及び商工農政課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜施設管理課＞

主な所管事務は、道路及び準用河川の認定、指定、変更及び廃止、道路、橋梁、歩道橋、準用河川及び排水路の維持管理、道路及び準用河川の占用許可、工事の設計及

び実施計画承認並びに法定外公共物の使用許可、道路、水路の境界立会、都市公園、児童遊園の維持管理、雨水の浸透及び貯留の促進、建築行為、優良住宅等の認定、優良な宅地化計画等の認定、屋外広告物、開発行為、民間住宅耐震診断、相談及び改修、空き家対策の計画及び総合調整、公共施設の設計及び工事、国土利用計画に関する事務である。

(1) 収入事務について

ア 道路占用料及び法定外公共物使用料を納入するために、許可した者へ渡した納付書について、市で保管している控えに発行日・納期限が記入されていないものがあった。

イ 北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例施行規則において、法定外公共物の使用者は、法定外公共物許可済証又は法定外公共物許可標札の設置が義務付けられているが、その設置の確認及び管理をしていなかった。

ウ 北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例及び施行規則において、使用の終了に際しては、終了届の提出を受けることを定めているが、その提出を受けていないものがあった。

エ 屋外広告物表示許可に関する事務は、愛知県事務処理特例条例等により市町村に権限移譲され処理を行っている。その事務処理における更新許可の申請に際し、広告物を点検した者の資格を証する書類の提出を受けていないものがあった。

＜商工農政課＞

主な所管事務は、商工業の振興、中小企業等協同組合及び商工団体、中小企業金融、中心市街地活性化、企業の立地及び流出防止、企業との連携、工場立地法、航空宇宙産業クラスター形成特区、農業委員会、農林業、農地、農作物の作付面積及び作況調査、農作物の病虫害防除、主要食糧の生産調整、農家台帳、農業用水、農業用施設、土地改良区、農業者年金、農林業関係団体、市民農園、家畜、農作物被害における鳥獣駆除及び許可申請、緑化の推進、雇用対策、地域職業相談室、勤労者福祉、消費生活、消費生活センター、計量器、観光、博覧会、共進会、品評会及び見本市、製品安全4法及び家庭用品品質表示法に関する事務である。

(1) 収入事務について

ア レジャー農園利用料を納入するために、貸付決定者へ渡した納付書について、市で保管している控えに発行日・納期限が記入されていないものがあった。

イ レジャー農園利用申込みの際に、資格の有無が確認されていなかった。

(2) 契約事務について

用水ごみ運搬業務について、処理業者との間で産業廃棄物処理委託契約を締結していなかった。